## 主...

原判決を破棄する。 本件を新潟地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は、検察官が提出した控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は、弁護人らが連名で提出した答弁書に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一(理由不備の主張)について

所論は、要するに、原判決は、「被告人、弁護人は、被告人が自衛隊員に拒否するよう呼びかけた本件起訴状記載の訓練は、特別警備訓練と称していたが、実は出動の訓練であり、その治安出動は国民の権利を侵害し、正当なデモを鎮る。と主張は大き、被告人の本件行為は正当行為であるから、被告人の本件行為は正当行為であるかると主張してあるかるとれば、表情になられば、一次の本件には、一次の本のの本でを明らかであるが、またして、この点を明らかには、一次の本のであるが、一次の大きには、一次の大きには、一次の大きには、一次の大きに、一次の大きには、一次の大きに、一次のいりに、一次のよりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のい、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一次のいりに、一

なるほど、所論が指摘するとおり、治安出動といえども、自衛隊法七八条一項、及び同法八一条一項に法的根拠を有するものであり、その訓練は、防衛庁設置法五条二一号、航空自衛隊の教育訓練に関する訓令にもとづいて行なわれるものである。それらは、いずれも法令上、一応適法なものといわざるを得ない。として、たとえ、本件訓練が特別警備訓練ではなく、治安出動の訓練にあたるとして、そのことのみをもつて、ただちに、それが違法なものということはできないらである。それゆえ、もし、自衛隊員に対して治安出動の訓練を拒否するよう呼びがあるというためには、本来、その前提として、治安出動の訓練は違憲、違法なの、ないしは、その疑いがある旨の判断が示されてしかるべきであろう。ところ

控訴趣旨第二(審理不尽の主張)について

所論は、要するに、原判決のいうように、原審で取調べた証拠によつて、本件訓練が治安出動の訓練であるか否か、いまだ明らかではないとするならば、原審としては、検察官が右「通達」の趣旨、内容などを立証するためにした証人Bらの取調請求を採用して、右の点についての審理を尽すべきであつた。それにもかかわらず、右の証拠調請求を却下して直ちに審理を終結した原審の措置は、裁判所の裁量権の範囲を著しく逸脱して、検察官から立証の機会を奪つたものであり、刑訴法一条、二九八条などに違反する。それゆえ、原判決には、この点において判決に影響を及ぼすことの明らかな訴訟手続の法令違反があり、審理不尽の違法がある、というのである。

記録によれば、原審が本件の審理を終結するに至つた経過の概要は、次の とおりであることが認められる。すなわち、本件当時第四六警戒群司令兼佐渡分と ん基地司令であつた証人Aは、原審公判廷において、特別警備という概念は、前記 の「通達」に記載されていたとして、右「通達」の内容の一部を供述したことか ら、原審は弁護人側の申立にもとづき、航空幕僚長に対して右「通達」の提出を命 じた。右の提出命令に対して航空幕僚長は、右「通達」には、別冊として「特別警 備実施基準」および「特別警備実施基準の解説」が添付されているが、右「特別警 備実施基準」は、基地等に所在する部隊等に対し、防衛出動又は治安出動が命ぜら れていない場合において、多数集合の相手方又は少数せん鋭な相手方による基地等への不法な侵(潜)入及びこれに伴う不法行為(そのおそれのあるときを含む。) に対する基地警備(これを特別警備という。)の実施にあたり、予想される各種の 不法行為の態様に応じて、それぞれとるべき具体的な警備方針や対応措置を示して おり、右「特別警備実施基準の解説」は、これをさらにふえんして解説したもので あつて、それらは、いずれも秘文書の指定がされており、これを公開すれば、れい 下の各部隊の特別警備の実施に重大な支障を生じ、ひいては国の重大な利益を害す るという理由で、刑訴法一〇三条により、その提出に応じなかつた。そこで、原審 はさらに、その監督官庁である防衛庁長官に対し、右提出の承諾を求めたが、同長 官は、右「通達」は自衛隊に出動が命ぜられていない場合において、航空自衛隊の 基地等に対して、多数集合又は少数せん鋭な相手方が不法侵入し、あるいは不法行 動をとつた場合に、当該基地等の司令等が施設管理権にもとづいて基地等の警備を 行なう際の準拠を示したもので、現に効力を有し、秘文書の指定をしており、現下 の社会情勢にかんがみると、今後航空自衛隊の基地等に対する不法侵入、あるいは、不法行動が発生するおそれがないとはいえないから、前同様の趣旨でこれを公開すれば、国の重大な利益を害するという理由でこれを承諾しなかつた。そこで、 原審は、第三四回公判期日において、このような訴訟の現状の下では、特別警備な いし特別警備訓練の実態が真偽不明であり、このままの状態が続くかぎり、被告人 に対して有罪判決を宣告するにいたる可能性がなく、したがつて、本件につき証拠 調を続行する必要はない。よつて、検察官側の立証未了の段階で本件の証拠調をす べて打ち切る旨を告げ、これに対する検察官の異議を棄却した。その後、検察官 は、期日外において、特別警備訓練が治安出動の訓練でないことを立証するため、

右の「通達」にかえて、その起案者であるBを、後記「教程、航空自衛隊新隊員課程」の作成者であるCほか一名とともに証人として取調を請求したが、原審は第三五回公判期日において、右の請求を却下し、検察官側の立証未了のまま審理を終結するに至つた。以上のような経過が認められる。

三、 そこで、まず、原判決の指摘するように、果たして、特別警備訓練が、治安出動の訓練と同一ないしは、かなり類似し、紛らわしいもの、あるいは一部重複するものであることの疑いがあるか否か、あるとすれば、その疑いを払拭するためには、右の「通達」が公判廷に顕出され、その記載内容自体が明らかにされることが必要不可欠であるか否かが検討されなければならない。

証人Aが原審公判廷において、「特別警備」という概念は、右の「通 (1) 達」に記載されていたもので、その詳細は記憶していないが、それには特別警備の 手段、すなわち、基地内へ不法に侵入した者を阻止、排除するための手段として、 放水や催涙ガスを使用しうる場合も定めてあつたほか、自衛隊法九五条にもとづく 武器防護のための武器使用や、正当防衛、緊急避難のため、武器の使用が許される場合をも定めてあつたように記憶している旨を供述していることは記録上明らかなところである。なるほど、特別警備といつても、それは本来、基地の建物、施設の管理権を法的根拠として、これにもとづく基地警備をいうのであるから、基地内への不法侵入者を阻止し、排除するための手段としては、原則として、武器を使用するなどの強制力を行使し得ないものであることはいるまでもない。 るなどの強制力を行使し得ないものであることはいうまでもない。しかしながら、 右の供述に徴すると、右の「通達」は、特別警備の対象として、武器等の防護をも 含めていたことが窺われるから、特別警備の手段として、自衛隊法九五条にもとづ いて、武器等の防護のための武器使用が許容される場合もありうるはずである。そ れにまた、基地の警備に際し、基地内へ不法に侵入した者らから受ける加害行為の 態様、程度のいかんによつては、自衛隊員の職務の執行に関連して、正当防衛、 急避難、ないしは自救行為として、放水、催涙ガス程度の用法上の武器を使用する ことが許容される場合もありうるものと思われる。したがつて、特別警備の手段は、単に、基地の管理権にもとづくもののみにかぎらないのであるから、右の「通 達」が特別警備の手段として、たとえ放水、催涙ガス程度の用法上の武器を使用し うる場合を定めてあつたからといつて、ただちに、それが特別警備の手段として許 容される範囲を超えたもので、治安出動時の武器使用であると推断することはできない。もちろん、それが用法上の武器にすぎないとはいえ、特別警備の手段として、放水や催還ガスの使用できる場合を完めてもる以上、原料は近代技术 て、放水や催涙ガスの使用できる場合を定めてある以上、原判決が指摘するよう に、治安出動時の武器使用と一部共通する点のあることは否定できないところであ る。しかしながら、たとえ、同じく武器使用が許される場合であるといつても、本 特別警備の手段としての武器使用と、治安出動時のそれとでは、武器使用の法 的根拠を異にするのであるから、当然、それに伴なつて、武器使用の目的、対象、

方法、場所的範囲、および武器使用の許容される前提条件が異なるはずである。したがつて、この点の区別を明確にするためには、右の「通達」の起案者に対し、特別警備の手段としての武器使用が、右の諸点につき、どのように定められていたかを取調べるべきであり、そうすることによっとする者を阻止し、排除すると思いたがを取った。またの本されるであるか、それとも、もはや基地警備の手段として許容されるべきものであるか、それとも、もはや基地警のため許容される範囲を超え、治安出動時であることを前提としてこれを区別れるものであるかが明らかになると思われる。このような観点に立つてない場合という事情は、なんら特別警備訓練と治安出動時の基地防衛の国内に関する判断の障碍となるものではない。

は、特別書価と同じ程度の対処方法で定りることものりつることなど両名に共通した面が存在するという事情は、なんら特別警備訓練と治安出動時の基地防衛の訓練との区別に関する判断の障碍となるものではない。
(2) また、なるほど、右の「教程」の三九二頁から三九九頁には、基地の警備を、平時における基地の警備と非常時における基地の警備とに区分し、前者を「普通警備」、後者を「特別警備」と呼称し、「非常時とは、(1)火災、災害、(2)威力侵入、(3)暴動」の事態が発生した場合を指す旨の記載と、排除行動に際しての「武器使用上の着意事項」として、「(1)隊法九〇条の規定、(2)際は九天条の規定、(3)際際は大条規定第四、(3)を開始されていることが認め 隊法九五条の規定、(3)警職法七条規定準用……」と記載されていることが認め られる。右の記載は、著しく簡略で、しかも項目の列記のみにとどまるため、その 趣旨は甚だ不明瞭であるが、右の記載をあわせ読むと、「威力侵入、暴動」という 趣自はたたい時であるか、石の記載をのわせ読むと、「成力使人、泰勤」という事態が発生し、これによつて治安出動が命ぜられた場合には、自衛隊法九〇条、八九条二項、警察官職務執行法七条にもとづいて武器の使用が許容されるという趣旨にとれないこともない。いいかえれば、右の「教程」にいう非常時における「特別警備」という観念は、単に、平常時の基地警備のみならず、治安出動時の基地防衛 をも含むという趣旨に解されないこともないのである。しかしながら、他面、かり に「威力侵入、暴動」という事態が発生したとしても、必らずしもただちに、治安 出動が命じられるというわけのものではなく、一般の警察力をもつて治安を維持し るかぎりは、これによつて威力侵入、暴動の鎮圧に対処すべきものである。それに、右の「教程」には、非常時における特別警備に関する説明に先立つて、非常時における特別警備と同様、「基地警備」の観念に属するものである旨が解説され、そこには、有事、すなわち、防衛出動および治安出動 時における「基地防衛」の観念をも包含する趣旨であるという説明はみあたらない ばかりでなく、「非常時」という概念を説明するにあたつても、単に、「火災、災 害、威力侵入、暴動」を例示するのみで、それが治安出動時であること、ないし は、それをも含む趣旨であるという点には全く触れていないのである。これらの諸 点にかんがみると、右の「教程」がいう非常時という概念は、威力侵入、暴動とい う事態が発生しながら、いまだ治安出動が命ぜられない場合をさすものと解し 余地がないわけではない。そしてまた、「武器使用上の着意事項」として、武器等の防護のための武器使用に関する自衛隊法九五条のほか、治安出動時の武器使用に関する自衛隊法九五条のほか、治安出動時の武器使用に関する日本の表別である。 関する同法九〇条や、警察官職務執行法七条の準用がある旨を列記したのも、武器 使用上留意すべき事柄として、たとえ、それが基地警備に関するものであると、また、治安出動時に関するものであるとを問わず、およそ、武器使用に関係のあるすべての条文を比較対照させて、武器使用の許容される要件に差異のあることを認識せしめ、これによつて、基地警備に関し、武器使用が許容される場合の要件を正確 に理解させようとの意図によるものと解すべき余地もある。したがつて、必ずし も、原判決のいうように、右の「教程」では、特別警備という観念が治安出動時の 警備として説明されているとまでは解し難いのである。また、かりに、右の「教 程」の特別警備に関する説明が、治安出動時における基地防衛をも含むという見解 のもとに記載されたものであるとしても、果たして、そのような見解が、右の「通達」を発した航空幕僚長ないしは、航空幕僚監部の承認を受け、あるいは、その公式見解にもとづくものであるか否かの点が、いまだ明らかではない。この点について、アッドはは次のように

て、原判決は次のようにいう。 「しかしながら、自衛隊は、外敵に対してわが国を防衛することを主な任務とする組織であるから、他のどのような組織よりも、指揮命令関係が明確で、全部隊が一糸乱れない統制のもとに行動するのでなければ、その任務を達成することはできない。そのような自衛隊の中で、特別警備という、かなり重要な用語につき、まちまちな理解がなされて来たとは、普通考えられないことのように思われる。ことに、右の新隊員用の教程は、航空幕僚監部が監修しなかつたにせよ、幕僚監部は、 その存在と内容、ことに、その中で特別警備という用語が用いられていることを知っていたはずである。そうであるならば、昭和四四年六月に、航空幕僚長が特別警備実施基準について通達を発する際に、それまで新隊員教育用の教程で用いられて来た特別警備という用語を、廃止ないし改正する配慮があつてしかるべきであつたと思われる。」

なるほど、本来、自衛隊内のすべての組織において、重要な用語の趣旨を統一的 に理解すべきものであり、また、右の「教程」にあらわれた用語のうち、右の「通達」の趣旨に反するものについては、これを廃止し、ないしは改正する配慮が加え られるべきであることは、原判決の指摘するとおりであろう。しかしながら、本来 そのようにあるべきだからといつて、現実が必ずしもすべてそうであるとはかぎら ない。現に、証人Aは原審公判廷において、「航空幕僚監部を通じて調査したところ、右の『教程』は、山口県防府市所在の第一航空教育隊と、埼玉県熊谷市所在の 二航空教育隊の各航空教育隊長が協議の結果、隊員の教育に使用するため、右の 『通達』が作成された昭和四四年六月以前である同四二年に作成され、それ以後同 四七年まで、単に表紙を変えただけで、同一の内容のまま毎年作成、使用されてきたものであるが、その記載内容については、航空幕僚長の承認を得たものではない ということであつた。」旨を供述しているのである。右の「教程」にいう特別警備 および非常時の概念が、治安出動時の基地防衛をも含むものであるか、そうである とすれば、その見解が航空幕僚監部の承認を受け、あるいは、その公式見解にもとづくものであるか否かの点につき、いまだ、十分な審理が尽されていない現段階においては、原判決のいうような論理に立つて、たやすく右供述の信憑性を否定することはできない。してみると、たとえ、右の「教程」がいう特別警備の概念が、治安出動時の基地防衛をも含むものであるとしても、もしそれが、航空幕僚監部の承認を受けたものでもなく、また、その公式見解にもとづくものでもないとするならば、右の「教程」に用いられたいわばま公式を概念を規則として、右の「教程」に用いられたいわばま公式を概念を規則として、右の「教程」に用いられたいわばま公式を概念を規則として、右の「教程」に用いられたいわばま公式を概念を規則として、右の「教程」に用いられたいわばま公式を概念を規則として、右の「孫法」に ば、右の「教程」に用いられたいわば非公式な概念を根拠として、右の「通達」に いう特別警備訓練という観念もこれと同様に治安出動時の基地防衛の訓練をも含む 趣旨であると推論することはできないし、また、そのような疑いをいれる事由とす ることもできない。したがつて、この点を解明するためには、なによりもまず、右の「教程」の作成者に対し、右の「教程」にいう特別警備という概念が、治安出動時の基地防衛をも含む趣旨であるか否か、もしそうであるとすれば、それは航空幕僚監部の承認を受けたものであるか、あるいは、その公式見解にもとづいて用いられたものであるかるのなっています。 れたものであるか否かの点の取調がなされるべきである。この点の審理を尽さない まま、右「教程」中の特別警備に関する前記の記載内容を捉えて、ただちに特別警 備訓練は治安出動の訓練と同じものか、ないしは、かなり類似し、紛らわしいもの があるのではないかという疑問を抱くに至つた原判決の判断には、その前提におい

で著しい飛躍があるというなければならない。 〈要旨〉四、このようにみてくると、右「通達」の起案者や、右「教程」の作成いると、右「通達」の起案者や、右「教程」の作成いまらにの事項の取調が〈/要旨〉行なわれていない現段階においては、では、「通達」にいう特別警備訓練という概念が治安出動時の基地防衛のははでいまだ右「通達」にいう特別を構造されるような内容の訓練をも含むものははであるという疑いがあること自体は否定できないけれども、その疑問の内容とはではいかあるにもないの「通達」を公判廷に取出して、その記載内容を明らかにしないかままであるに払拭しがたいとしたがつでないには、これはでは、がままでであるにはです。 できたところから明を解判にこれを解明によるという事態も生じるの「通達」の起案者らを容易によって、右のと思われるは、必然であるのがある。 が得られるかぎり、容易にこれを解明し得たものと思われる。もち記載の「通達」そのものが取調べられない以上、原判決がいるよう事態も生じるの「通達」そのものが取調べられない以上、原判決がいるといるの方もという事態も生じるの関連についての重要事項の記載が含まれているかもしれない。

しかしながら、右の「通達」の起案者らから、前記の事項について、それぞれ信憑性のある供述が得られるかぎり、原判決が疑問とした特別警備訓練というものが、実際は治安出動時の訓練であることを前提としてはじめて是認しうる部分をも含むものではないかという点は当然解明されるはずであつて、右「通達」の内容が悉く明らかにされないかぎり、右の疑問が解消されないといういわれはない。したがつて、原判決のいうように、右の「通達」を公判廷に顕出することが、右の疑問を拭い去るために必要不可欠であるとは考えがたいのである。それゆえ、原審としては、検察官が、右の「通達」を起案した経緯およびその内容を明らかにするため

(裁判長裁判官 小松正富 裁判官 片岡聰 裁判官 佐野昭一)